

開会（10：43）

○川島 要委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

当委員会に付託されました案件は建設部所管の1件であります。

それでは、審査に入ります。

議第39号「令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 契約の方法の中で制限つき一般競争入札とあるんですけれども、通常の一般競争入札と何が違うのか。今回はなぜそういう方式が取られているのか、御説明をお願いします。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 お答えします。

一般競争入札と何が違うかということなんですけど、通常の入札というのは、一般競争だったり指名競争だったり随意契約だったりという入札の方式があります。焼津市で行っている一般競争入札としては、工事希望型ということで、市内を対象にした入札で、制限つきというのは、条件をつけて公募するような形の入札方式となります。

今回、この方式にした理由的なものについては、一般的な道路工事に関する経験であったり、状況に応じた施工体制が必要ということで、その能力を担保するために許可区分だったり配置技術者とか、施工の実績を条件としたものを、対象業者を選定するための資格要件としているということで、そういった入札方式を取っておるものでございます。

以上です。

○岡田光正委員 それで、入札に関してお聞きしたいと思います。

低入札価格調査の結果、落札決定ということですね。低入札価格調査、今回の場合、入札プロセスで競争入札になっているんですけれども、基本的には低入札価格で一番低いところを調査するわけなんですけれども、内容について、契約の評価、価格のみの基準じゃなくて、総合的な評価をするということになっていいると思うんですけれども、今回、橋本組さんが対象になっているわけなんですけれども、これ、全く違うよと言われるかもしれませんが、今回、例えばターントクルの問題で指名停止があったり、そういったものというのは、入札の調査の中に要件として含まれているのか。そういったものも含めた上でもここが採用になったんだよというような結論でしたか。その辺、教えてください。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 低入札のほうの内容的なものなんですけど、焼津市低入札価格調査取扱要領に基づく調査となります。その内容的なものは、契約内容に適合した履行がされるかと、あともう一つは、公正な取引の秩序を乱すことがないかということの調査となります。ターントクルの話も今ありましたけど、ターントクルについては、指名停止というものも多分かかっていたと思います。期間中に指名停止になっていなければ、この入札に参加できるという位置づけになっていまして、基本的には価格競

争の入札となりますので、指名停止がされたからという評価はありません。

以上です。

○岡田光正委員 別にその辺をとやかく言うわけじゃないんだけど、低入札価格調査、基本的に入札価格以外に評価するというあれで、基準として通常はやられているということで、納期であるとか、技術力であるとか、そういったものを調査した上で、低価格だけれども大丈夫だよというような評価をするわけですね、基本的に。その際において、やはり信用性だとか、そういった問題もあってくるものですから、今後のことになると思いますけれども、いろんな形で事業内容というのも常に精査していくというような状況というのか、こういったものをぜひきちっとしておいていただきたいなど。結局、価格が、これ、ぱっと見ますと、希望価格、市の提供した価格に対して、ほとんどが同じ基準になっているので、これは今システムがあって、それぞれこういったものがあればどのぐらいになるというのは、ほとんどどの業者も同じになってくるんじゃないかなと思う。そこにおいて、今、談合とか、そういったものはないとは思いますが、そのような状況なんかも踏まえた上で考えていかなきゃならない問題というものもあると思うものですから、特に安定性であるとか、企業の信用、財務状況、リスク管理、こういったものもきちっと価格調査の中へ大丈夫だというふうな状況を常に説明できるようにしていただけたらありがたいと、これは私の意見として申し上げます。

○川島 要委員長 ほかにありますか。

○池谷和正委員 少し関連になるところで質疑をさせていただきます。

今、岡田委員がおっしゃっていた入札の関係については、今、説明を聞きましたので理解できました。ただ、1点は、私どものほうも審査するに当たって、ターントクルというキーワードが出てきたんですけど、あれは建物の建築の物件であって、ここの橋本組さんが今回入札している、この物件については、過去にも入札して、工事、橋本組さんがやっている経緯がありますよね。そこで、今聞きたいのが、前回の工事の点数といいますか、評価を一度、ここの場で分かるようでしたら、参考程度に教えていただきたいと思います。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 過去の海岸堤防の評価というか、点数ですけど、橋本組さんは、海岸堤防のほうの工事はやっていません。大井川港のほうでやられているのが、胸壁の整備をやられている形になりますけど、胸壁の整備については、令和4年度の実施した工事の中では86点、A評価を受けています。その前の年、令和3年度については82点、B評価を受けているという成績を持っています。

以上です。

○池谷和正委員 了解しました。

物は、工事は違うということですけど、土木一式でやっているとは思んですけど、どこかで評価しなきゃならないというところで、今、低入札の話から入っていったんですけど、現場は、今まで自分たち議員も現場視察をさせてもらう中で、現場を確認した上で、潮風グリーンウォークは進んでいるものですから、その辺でターントクルとは線を引かなきゃならないところがあると思うんですけど、委員会の審査の中で、それとこれとは別という話になるかもしれないですけど。だけど、クリアしている中で入札が行われているので、その話題を出すのはどうかなというのは少しはてなに思ったので、今、

追加で言わせてもらいました。

○岡田光正委員 この中で討論させていただきます。

要は、こういった問題、いわゆる企業の信用だとか、あるいは工事において一事が万事ということもあり得るものですから、今まで、いろんな形で、本来ならちゃんときちっとできているよ、お互いに信用しているよ、これが今までの日本人ですよ。しかしながら、いろんな面で、いろんなところで、いろんな問題が起こっているわけですよ。ですから、今後の入札に関しても一事が万事ということにならないように、きちつきちつとそれなりの評価というものを基準というものを定めてほしいという気持ちから私は申し上げていますので、決してここを評価するとか、そういう形で言っているわけじゃありません。当然建設と、それから、土木は違います。これも十分理解しています。理解しながら、そこにおいて、1つの倫理というか、そういったものも含めて今後やっていかないと、昔の、それこそ談合だ、何だかんだ、こういう問題になりやすい業界ですので、ぜひお願いしたいなという意味で言っております。これ以上言うと、またそっちのあれになっちゃうからさ。

○池谷和正委員 岡田委員のおっしゃることはよく分かります。ただ、冷静にここでは審議をしたいというので御意見を言わせてもらったんですけど、担当部局からすれば、それだけ委員間としても注目度がある内容でもあるということと、また、入札に関して、委員全員が精通しているわけではないものですから、先ほど藤岡委員が言われたように、制限つきというものについてもそうですけど、より厳しくチェック体制をするということで制限をかけているというのはよく理解していますので、よりよい工事ができることを願っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第39号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、建設部所管の議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（10：55）